

## 小野市地域公共交通会議設置要綱

### (設置)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(H19年法律第59号)の規定に基づき、地域の実情に即した公共交通に関する事項について協議するため、小野市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。

### (事務所)

第2条 交通会議は、事務所を兵庫県小野市王子町806番地1に置く。

### (協議事項)

第3条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関する事項
- (2) 地域公共交通総合連携計画(以下「連携計画」という。)の策定及び変更の協議に関する事項
- (3) 連携計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (4) 連携計画に位置づけられた事業の実施に関する事項
- (5) 公共交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

### (交通会議の構成員)

第4条 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 一般公募による市民
- (2) 市内公共的団体に所属する者
- (3) 一般旅客自動車運送事業者及び関係団体
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 道路管理者
- (6) 市職員

2 交通会議には、前項各号に規定する委員のほか、学識経験者その他交通会議の運営上必要と認められる者の出席を求めることができる。

### (交通会議の運営)

第5条 交通会議に会長を置き、交通会議の承認により定める。

2 交通会議は、会長が招集し、議長は別に定める。

- 3 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
- 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 5 交通会議は委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 6 交通会議の議決方法は、出席委員過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 交通会議は、原則として公開とする。
- 8 交通会議で協議が調った事項についての軽微な事項の変更に関する取扱いについては、会長は、書面による賛否を求めて会議の決議にかえることができる。

(ワーキンググループ)

- 第6条 交通会議は、協議又は調査のため必要があると認めるときは、ワーキンググループを置くことができる。
- 2 ワーキンググループは、協議した事項について、交通会議へ報告するものとする。

(協議結果の取扱い)

- 第7条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(会計)

- 第8条 交通会議の収入及び支出に関する事項は別に定める。

(処務)

- 第9条 交通会議の処務は、小野市総合政策部交通政策グループにおいて処理する。

(その他)

- 第10条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成21年3月4日から施行する。